

「核燃料物質使用変更許可申請書の一部補正について」の本文に関する  
核物質防護規定及び保障措置への影響について

日本核燃料開発株式会社「核燃料物質使用変更許可申請書(NFD 発第3511号 令和5年5月19日)」及び「核燃料物質使用変更許可申請書の一部補正について(NFD 発第3517号 令和5年8月10日)」の本文に関する核物質防護規定及び保障措置への影響の有無についての確認結果は以下のとおり。

### 1. 変更申請の概要

日本核燃料開発株式会社「核燃料物質使用変更許可申請書(NFD 発第3511号 令和5年5月19日)」では、化学セルにセル内小型燃料加熱装置を設置し、試料の熱処理を行う。

(1) 化学セルにセル内小型燃料加熱装置を設置に伴い、申請書の本文について記載の追記、記載の見直しを行った。主な内容を下記に示す。

- ・目的番号1及び6にセル内小型燃料加熱装置による熱処理を追加した。
- ・「閉じ込めの機能、遮蔽その他の事項に関する使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備」についてセル内小型燃料加熱装置に関する記載を追加した。

### 2. 補正申請の概要

(1) 化学セルにセル内小型燃料加熱装置を設置に伴い、補正申請書の本文について記載の追記、記載の見直しを行った。主な内容を下記に示す。

- ・試験中に発生する揮発物質のトラップ後の廃棄方法に明記した。
- ・セル内小型燃料加熱装置の制御盤に関する記載(自動停止、誤操作防止)を明記した。

### 3. 核物質防護措置及び保障措置への影響

補正申請に伴う新たな措置はなく、以下の通り変更申請時と同様である。

(1) 核物質防護措置: 影響あり

(理由) 今回の申請ではセル内に新たな設備を追加する。設備搬出入の際、防護境界扉が開放されることから、侵入検知及び監視機能等に影響がないよう監視人を配置する。

本措置の実施に当たり、核物質防護規定の変更は不要と考える。

なお、本装置を設置後において核物質防護設備による監視機能等に影響がないことは確認済である。

(2) 保障措置: 影響あり

(理由) 今回の申請では化学セル内に小型燃料加熱装置を設置する。本変更は計量管理規定記載の設計情報質問票(DIQ)の重大な変更該当しないため、許可取得後にDIQの変更を行う。具体的にはセル内の熱処理についての記載を追加する。

また、本装置の設置、使用による核燃料物質の検認作業に影響がないことは確認済である。

る。その他、原子炉等規制法に基づく計量管理規定の変更は不要で、IAEA 査察の実施に支障はない。

以上